

令和 7 年度 電気主任技術者会議

【令和 6 年度】
自家用電気工作物の
立入検査の概要について

北海道産業保安監督部 電力安全課

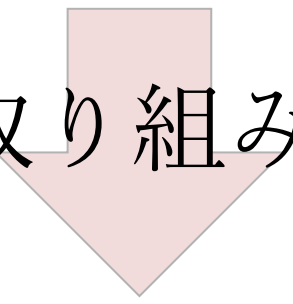
目 次

1. 立入検査計画	(P 2)
2. 立入検査結果	
(1) 立入検査件数	(P 3)
(2) 立入検査実施事項	(P 6)
(3) 電気主任技術者の執務、保安規程 遵守状況及びその他手続き関係の 改善指示について	(P 7)
(4) 電気設備の改善指示について	(P 8)
3. おわりに	(P 9)
4. 北海道産業保安監督部からの御願い	(P10)

1. 立入検査計画

電気事業法第107条第4項に 基づく立入検査

自主保安の取り組み状況の把握



保安規程の遵守状況～電気事業法第42条

電気主任技術者の執務状況～電気事業法第43条

電気工作物の維持・管理状況～電気事業法第39条

2. 立入検査結果（1）立入検査件数

- 札幌市、石狩振興局（札幌市除く）、後志総合振興局、空知総合振興局、十勝総合振興局、日高振興局の区域で、14事業場を選定。

表 1 立入検査実施状況（選任形態別）（単位：件）

	札幌	石狩	後志	空知	十勝	日高	合計
選任	2						2
統括							0
許可	1			1			2
兼任		1					1
外部委託	2	1	2	1	1	2	9
合計	5	2	2	2	1	2	14

2. 立入検査結果（1）立入検査件数

- 高圧の事業場が12件、特別高圧の事業場が2件の14件を実施。

表 2 立入検査実施状況（規模別） （単位：件）

	低 圧	高 圧(kW)					特別 高圧	合 計
		～49	50～99	100～299	300～499	500～		
選 任							2	2
統 括								0
許 可				1	1		—	2
兼 任				1			—	1
外部委託				7		2	—	9
合 計	0	0	0	9	1	2	2	14

2. 立入検査結果（1）立入検査件数

- 立入検査結果：5事業場で改善指示事項あり

表 3 立入検査の結果（選任形態別）（単位：件）

	確認事項				合 計
	なし	1～2件	3～4件	5件以上	
選 任	2				2
統 括					
許 可	1	1			2
兼 任	1				1
外部委託	5	4			9
合 計	9	5			14

注1. 「確認事項」とは、主任技術者の執務状況、保安規程関係、電気設備関係の改善指示で書面で確認したもの。

2. 外部委託事業場の場合、設置者の責によらず、保安業務受託者の責 に属するものについては、指示をしていない場合もある。

2. 立入検査結果（2）立入検査実施事項

- 検査内容は、電気主任技術者の執務状況、保安規程の手続き・遵守状況、電気工作物における技術基準の適合状況を机上検査、現場検査で行う。

<机上検査>

- ・ 設置者の電気保安意識
- ・ 電気主任技術者の執務状況（巡視、点検、測定、並びに改修指示、保安教育）
- ・ 不良電気工作物の改修状況
- ・ 関係書類の保管・整備状況
- ・ 関連の手続き状況 等

<現場検査>

- ・ G R付き P A S の設置状況
- ・ 高圧ケーブル、電気室またはキュービクル等の 施設状況
- ・ P C B 使用電気機器の使用・保管状況 等

2. 立入検査結果（3）電気主任技術者の執務、保安規程遵守状況及びその他手続き関係の改善指示について

- 改善指示が5件認められた。

保安規程手続き状況・・・2件
保安規程遵守状況・・・2件
その他手続き・遵守状況・・・1件

具体的には・・・

- ・ 点検頻度が実際と相違。1件
- ・ 保安規程が届けられていない。1件
- ・ 保安教育が実施されていない。2件
- ・ 外部委託の手続きがされていない。1件



保安法人・管理技術者として・・・

- ・ 保安管理業務を受託した者として十分な指導・助言を行う。
- ・ 設置者とのコミュニケーションを密にする。



自家用電気工作物設置者として・・・

- ・ 自家用電気工作物の保安は、設置者による法令遵守を含めた自主保安が原則である認識を十分に理解する。
- ・ 保安規程が有効に機能しているか不断の見直し

2. 立入検査結果（４）電気設備の改善指示について

- 改善指示が負荷設備において 1 件認められた。

負荷設備不良事項・・・ 1 件

具体的には・・・

- ・ 絶縁抵抗測定値が基準を満たしていない。 1 件



保安法人・管理技術者として・・・

- ・ 保安管理業務を受託した者として、設置者に対し、電気設備の不良を放置した場合に想定される被害・損失を十分に説明



自家用電気工作物設置者として・・・

- ・ 電気設備の不良は、電気事故につながり、設置者における設備被害のみならず、他の者へ被害が及ぶ可能性があり、被害・損失の十分に認識する。
- ・ 保安規程に基づく点検等の確実な実施と早期の補修、計画的な設備更新(老朽化対策)等の実施。→電気設備の技術基準への適合及び維持

3. おわりに

- ・ 電気事業法において、自家用電気工作物は、その設置者による自主保安が原則となっており、その根幹は、技術基準への適合を念頭に自ら保安規程を定めてその規程を遵守すること、そして電気主任技術者等（外部委託の受託者を含む）による自主保安の状況を管理・監督することにあります。
- ・ また、保安規程については、その意義及び自主保安に占める重みを再認識していただき、制定、及び遵守し、事故の未然防止を図っていただくことを御願いたします。

4. 北海道産業保安監督部からの御願い

● 電気事業法の遵守について

- ・ 非常用予備発電装置（ばい煙発生装置）の工事計画書が当部に受理されていない状態で着工した事例が過去に頻発しました。このことは、電気事業法第48条第1項及び第2項の規定に違反するものであることから、このような事態が生じることのないよう皆様に注意をお願いいたします。また、特別高圧の需要設備についての工事計画においては、主任技術者の選任含めて基本的には電気設備に係る基礎工事の着工を工事計画の着工日と運用しておりますのでご留意御願いたします。
- ・ 令和4年10月より、サイバーセキュリティの確保と保安規程への規定が必要となっております。経過措置があり、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」の適用を受ける電気工作物の新設、変更があった際に適用となるものですが、保安上、余裕を持って事前に対応される事がよろしいので、保安規程改正について、御検討お願いします。
- ・ 電気主任技術者（外部委託の受託者を含む）におかれましては適宜、最新の法令等について確認の上、設置者等、電気保安に携わる方々へ情報共有をしていただくとともに、保安規程変更の手続を促す等、必要な指導をお願いします。